

# 平成 29 年経済建設常任委員会概要記録

(会期中)

## — 第 1 号 —

○会議日時 平成 29 年 12 月 5 日 (火) 午前 9 時 30 分～午前 11 時 49 分

○場所 議会特別会議室

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏 名	職	出欠	氏 名
委員長	○	秋 山 幸 男	副委員長	○	若 林 稔
委員	○	中 村 節 子	委員	○	須 藤 勇
〃	○	岩 永 博 美	〃	○	岡 本 鉄 男
			出席 6 人	欠席 0 人	

説明のために出席した者			
職	氏 名	職	氏 名
産業振興部長	高 徳 吉 男	建設水道部長	石 島 正 光
農 政 課 長	瀧 澤 卓 倫	農業委員会事務局長	近 藤 和 行
商工観光課長	濱 野 岳 仁	建 設 課 長	谷 田 貝 一 彦
都市計画課長	栃 本 邦 憲	区画整理課長	黒 川 信 夫
水 道 課 長	保 沢 明	下 水 道 課 長	若 林 宏 正
ｽｰﾊﾟｰIC 建設準備室長	伊 澤 巳 佐 雄		

事務局			
職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	星 野 登	議 事 課 長	五 月 女 治

○議員傍聴者 村尾光子議員、磯辺香代議員

○一般傍聴者 なし

1. 開会

2. あいさつ 秋山幸男委員長

3. 概要録署名委員 岩永博美委員

#### 4. 事件

##### 現地調査

なし

##### 補足説明

###### 産業振興部長

本日 12 月補正予算の農政課所管の施工箇所位置図を提出している。その他情報提供として、エール・え〜る Xmas2017in しもつけ、マンホールカードの資料を提出している。

###### 建設水道部長

今回補正の場所について、建設課事業箇所図を提出している。

##### (1) 付託事件審査について

議案第63号 平成29年度下野市一般会計補正予算（第5号）【所管関係部分】
---------------------------------------

##### 質疑・意見

###### [歳入]

###### 16款 2項 7目 商工費県補助金

- 中村委員：10ページ16款 2項 7目商工費県補助金の100万円は、デスティネーションキャンペーン（DC）に関するものかどうか伺う。
- 商工観光課長：委員のお話のとおり、DCに関しての二次交通の整備に関するものである。

###### [歳出]

###### 6款 1項 5目 農地費

###### 7款 1項 3目 観光費

- 須藤委員：19ページ農地費の補助金、農地耕作条件改善事業 石橋土地改良区 18万円、国分寺土地改良区 7万5,000円について、耕作条件改善というのはどのようなことなのか説明願う。また、商工費県補助金の歳入での質問もあったが、観光振興事業の機械器具購入費電動アシスト付き自転車の250万円について、どのくらい普及しているのか伺う。
- 農政課長：農地耕作条件改善事業について、昨今農家環境を取り巻く状況は厳しい状況となっている。耕作条件については、農業関係のハード事業を行う中において条件として、担い手への農地の集積、土地改良施設や水利施設の改善

を行っていくとされている。耕作条件は現地のものを解消するというものであるが、担い手への農地の集積が条件となっている。今回補正で上げている改良区分の改修関係では、石橋土地改良区は揚水機の補修工事、国分寺土地改良区は、揚水機工事と水路新設、水路の布設替えといった施設の改修を行うところである。併せて宮前堰についても、農地耕作条件という集積を基にして農業用施設を改修していくといった名称の総称になっている。

- 商工観光課長：機械器具購入費は、DCの関係で二次交通の補助金を活用して電動アシスト付きの自転車を購入するものである。現在レンタル自転車について観光協会にお願いしているが、電動アシスト付きの自転車は1台もない。37台所有しているが、その内の19台は放置自転車を再利用していたという状況で、電動アシスト付きの自転車を入れ各駅や天平の丘公園、道の駅等をいろいろ回っていただきたいということで20台の購入を予定している。
- 須藤委員：耕作条件改善だが、農地の集積とのことであるが、土地改良の揚水機うんぬんについては理解した。農地の集積に関して、集積状況はどのようになっているのか。例えば、石橋土地改良区の中における集積の進捗はどのくらい進んでいるのか。また今後どのように進められると見込んでいるか伺う。また、電動アシスト付きの自転車は一般の方でもかなり多くの方が利用している自転車であるので、市内の観光、イベントに参加したいとのことで来られた時に、20台程度で大丈夫なのか。楽に走行できるということでかなり多くの利用があるかと考えるが、その辺のことをどう考えるか伺う。
- 農政課長：農地の集積状況は、石橋地区に特化ではないが市全体として、50%程度の担い手への農地の集積となっている状況である。
- 商工観光課長：現在の37台の自転車の利用状況を見ると、天平の丘の花まつりに使われる状況が非常に多く、季節によってあまり利用されていないところもある。電動アシスト付きの自転車は乗り出しがスッと出るので怖いという年配の方の声もあり、また、マウンテンバイクの形が好きだという方や子供さんもいるので、とりあえず20台程度入れて様子を見たいということである。
- 須藤委員：電動アシスト付きの自転車については了解した。農地の集積50%は、何に対して50%と考えるのか伺う。
- 農政課長：農地面積があるがその中を担い手の方がどの程度耕作するのかという率になる。例えば100ヘクタールあってその中の50ヘクタールを担い手の方が耕作しているという数字である。
- 須藤委員：下野市内にある農地の50%と理解していいのか。
- 農政課長：全体農地の中で、担い手の方がその農地をどれだけ使っているかということの率になる。
- 須藤委員：だいたいの理解はしているが、農地の集積ということで考えると、50%でそんなものなのかと思うが、大規模に拡大していくという国の方針で

ずっと進められている中で、農地の集積というのは、私のような小さい農家でもある程度集積を始めているので、そのような集積も50%に入っているのか、それとも大規模にやろうとしている人たちの集積が50%なのか伺う。

●農政課長：集積で使われる担い手は、認定農業者や認定法人の方たちを担い手としているため、その方たちの使う農地を集積農地としている。

○須藤委員：了解した。

○秋山委員長：今の説明の中で、認定農業者等が50%以上集積という、認定農業者が耕作をしている所は新たに集積でなくても、前から作っている所を含めて50%というのか。江川五千石や石橋の所は既存のものよりなおかつ何%の集積というノルマがあり、それに対して補助金が出ていたと思うが、耕作条件改善というのは、50%以上とかの網掛けはないのか。

●農政課長：耕作条件については、数字的にいくらか上げてくださいという程度で、これまでよりかなり低い設定であるので、非常に取り込みやすい状況である。集積のスタイルとしては、薬師寺・柴等の圃場整備については、中間管理機構を利用した集積という集め方。集まった率によって、事業費のほかに促進費という補助金等がくるというシステムになっている。国の施策としての土地の動かし方として、利用権設定のほか、中間管理機構を活用した土地の貸し借りを推進することを進めており、大規模な事業になるとそのような集積を含めて圃場整備等事業に対しての促進を、費用を払うのでもっと集めてくださいという取り組みをしている状況である。

○秋山委員長：何%補助か。

●農政課長：農地耕作条件については、国が50%、県が15%で65%の国県補助となっている。

○秋山委員長：市からの補助はないのか。

●農政課長：国が50%、県が15%、市が15%、改良区20%の負担割合となる。

○中村委員：農業水利施設保全対策事業の宮前堰改修事業負担金について、平成30年度から始まる県営事業のための一部負担金ということであったが、2,609万2,000円は負担金の全額であるのか。

●農政課長：宮前堰改修事業は、29年度にストックマネジメント事業で実施するところであったが、国の配分がなかったために取りやめになり、別事業の農地耕作条件改善事業として、県営事業に移り変わった。予定としては30・31年度ということで事業年度を見送ったところであるが、早期完成を目指して県に29年度で予算措置をしていただき、これに伴い、市の負担金を出さなくなったため、今回補正予算を計上したものである。ただいまのご質問の負担金についてであるが、全体事業としては現時点で6億円を見込んでいる。この

ほかに国県補助があり、それから市、改良区とで負担することになる。宮前堰は100ヘクタールほどあり、一部小山市も入っている。市が負担するのは全体の20%で、小山市と下野市の割合は、小山市40.7%、下野市が59.3%という比率になっている。総額6億の事業費に対し、下野市の負担総額は7,116万円を予定している。

- 中村委員：来年度で全額支払うのではなく、少しずつ分けて支払うのか。
- 農政課長：今年度は2,609万2,000円の負担金を予算措置させていただくが、これについては繰り越しになり、30年度の実施になると思われる。30年度で948万8,000円、31年度で3,558万円の負担を予定している。
- 中村委員：了解した。

○若林副委員長：中村委員の質問に関連で、宮前堰のところに土地改良区の樋門がある。以前、樋門の改修はしないという話を聞いたが、改修しない方向であるのか。また、改修しないのであれば、その理由を伺う。

●農政課長：堰の取水口が左岸側、東側にあるが、これを堰とあわせて、また護岸の一部を改修することになっている。同じくらいの水量を取り入れるような規模でつくり変える予定である。

○若林副委員長：受益者からもう少し口径を大きくしてほしいという要望が出ている。

●農政課長：水量については、0.555だったと思うが、規格を大きくすることはできない。現状のままの口径で改修することとなる。

○若林副委員長：水量権がそれだけしかないということか。

●農政課長：河川から水を引くに当たり、水利権の問題があり、慣行水利権ということで、以前からの規模のもので改修するということである。

○岡本委員：宮前堰の改修事業について、計画が変更になり6億円という金額がかかるという説明があった。市の負担金については分かったが、全体的な配分、一国、県、市、土地改良区の負担配分はある程度分かっているだろうと思うので、それを明らかにしていただきたい。前回の説明では土地改良区の負担金が5%程度で随分軽減されたと聞いているが、その辺をお願いしたい。

●農政課長：全体で現在6億という数字であるが、委員の言われるとおり、前回のストックマネジメント事業から今回の事業に変わり、改良区の負担が10%から5%に減ったということである。これにより、国県補助金が6億円のうち75%の4億5,000万円、下野市が7,116万円、小山市が4,884万円、改良区が6億の5%の3,000万円ということである。

○岡本委員：了解した。土地改良区の負担金が随分減ったということで、1年遅れになるが、ぜひ早期の完成に向けて取り組んでいただきたい。それと同時に、

この事業の中で土地集約の条件が付いているということで、土地改良区でも大変懸念している。これまでも土地の集積については皆さんに協力していただきやっているが、なかなか進まないという現実がある。その中でさらに集積を進めて協力してもらおうということがこの事業の大きな条件の一つとしてあるので、土地改良区の方々も最大限努力するということであるので、ぜひこの事業の完成に向けてやっていただきたい。負担金は少なくなったが、集積の大きな条件が難しい、なかなかクリアできないのではないかとということで心配されている。ぜひ、問題がおきないように、何%やらなくてはならないということではごり押しになるので、よく話を進めながら事業を進めていただきたい。

○秋山委員長：集積率の目標はある程度ついているのか。

●農政課長：先ほど、市全体で50%の集積率であると申し上げたが、宮前堰は100ヘクタールほどあり、この事業に乗り換えて集積をしていかななくてはならないという時点では、約4割程度が実際の集積状況である。最終的に県の指導としては、この宮前堰に限らず、ある程度大きな事業になってくると最終目標は8割という数字が出されているが、これは最終であり事業を開始した数年後ということで、まずはある程度の数字をあげてくださいという指導を県からいただいている。改良区を含め、行政でもあわせて集積のほうの努力をしたい。

### 7款1項3目 観光費

○中村委員：観光振興事業では電動アシスト自転車を20台購入するということが、その配置先と、貸出料金について伺う。

●商工観光課長：オアシスポップ館に6台、自治医大駅東駐車場に4台、石橋駅に4台、夜明け前に3台、三王山ふれあい公園に3台を予定している。金額については、現在観光協会に運営をお願いしているところであるが、普通の自転車を300円としている。電動アシスト自転車の金額はまだ決めていないが、600円程度で、ランニングコストも考えながら設定したい。

○中村委員：10月22日の産業祭が天候不順により中止になった。300万円の予算を計上していたが、戻りはなかったのか。

●商工観光課長：テントなどは、一度持ってきて設置している。仮設のものはほぼ手配してしまっているので、多少の戻りはあったのだが、それがすべて使える状況ではない。

○中村委員：設置してしまったものは仕方がないと思うが、大きな災害があった場合、契約がどういうふうになっているのか気になるところだ。設置して撤去する、というところまでいかないうちにやめることを決定した場合は契約上どのようなことになるのか。

- 商工観光課長：今回のようなことはあまり想定していなかったが、実際、中止を決定したのが木曜日であり、その辺りには設置しないと間に合わないのではやむを得ないかと。逆に設置をして、中止決定を金曜日まで先送りにしていたら、今度は出店者の持ち出しが多くなってしまうということで、そういうことにしたということである。やっていただいたものについてはお支払いするということはやむを得ないかなと思っている。
- 中村委員：今回のことは仕方がないが、これからはそういったことも想定して約束をしていかないと市にとって不利なこともあるのではないか。
- 商工観光課長：おっしゃるとおり私どももそのように考えている。例えば、グラウンドに入れたが、そこに入れることで傷んでしまったとか、不意の出費などもあるので、開催場所も含めいろいろ検討していきたいと考えている。

## 8款2項2目 道路橋梁新設改良費

- 岩永委員：自治医大駅東口バリアフリー事業について、この概略、場所、着工、完了予定について伺う。
- 建設課長：整備場所は自治医大駅東口広場及び東にある足利銀行までの通り—この通りは県道になるので栃木土木事務所で整備をする計画になっており、足利銀行の交差点から北、自治医大に向かう市道7002号線のバリアフリー化である。整備内容であるが、駅東口広場は歩道部のブロック舗装の張り替えである。現在、陶板ブロックになっており、大変滑りやすくなっているということでお話をいただいております、傷んでもいるので、そのブロックを取り換える。また、通路にシェルター屋根を設置する。さらに、歩道と車道の段差が現在約15センチメートルあるので、その段差の解消を行う。市道7002号線のバリアフリー整備については、視覚障がい者の誘導ブロックの設置が主な内容となっている。整備時期は、今年度から来年度にかけて縦横断測量及び実施設計を行い、31年度に工事着手する予定となっている。
- 岩永委員：完成予定は。
- 建設課長：完成予定については、事業費が大きくなるので、補助金の確保を考慮すると2、3年程度で実施し、補助申請したほうが補助金をより確保できるのではないかとということなので、大体31年度から始まり2、3年を見込んでいます。
- 中村委員：市道1-3号線他整備事業について、用地測量の委託料が1,420万円計上されている。測量としては少し高いように思ったのだが、何か要因があったのか。
- 建設課長：境界確定をするための測量であり、区間が第一工区ということで、JA小山の国分寺ライスセンターから県道栃木二宮線までの区間ということで、長い区間であるので委託料がかさんでしまう。

#### 8 款 4 項 4 目 公園費

- 中村委員：公園施設維持管理事業について、公園施設維持修繕の工事請負費が計上されているが、どの公園になるのか。
- 都市計画課長：大きなものとしては姿川アメニティパークの風車である。ほかに、グリーントウン地内のあさがお広場、たんぽぽ広場、チューリップ広場、ライオン広場の植栽の根回り、根が上がっている所が歩行者に危険な状態であると、緊急性を感じているので、まずそこの部分。また、近年、高齢の歩行者が多いので、諏訪山公園地内の歩道で歩行に著しい危険を伴う段差の解消を予定している。ほかにもグリーントウン地内の古館公園、笹竹公園、パンダ公園にある、古く朽ちているベンチの撤去も予定している。

#### 6 款 1 項 5 目 農地費

- 若林委員：県営ほ場整備事業の、薬師寺・柴地区国有地等編入業務の委託はどのような業務になるのか。
- 農政課長：薬師寺・柴地区については、今年度計画樹立ということで、申請手続きできたところである。30年度から採択になり、事業を進めているところであるが、今回の委託料は、薬師寺・柴地区が全体で83.4ヘクタールあるが、この中に道路水路等、土地改良事業は地区編入するに際して公共の用途になっている部分を一度廃止して、また新たにつくった時にそこを管理者に帰属させる、という手続きが必要になっている。今回は、83.4ヘクタールの中の道路、水路、ため池も入っているが、こういったものの調査を委託する金額になる。ちなみに、道路が6.7ヘクタール、水路7.4ヘクタール、ため池1.4ヘクタールの15.5ヘクタールが道・水路、ため池の面積となっているので、これを調査するための費用である。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第65号 平成29年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業 特別会計補正予算（第2号）
---

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。



質疑・意見

- 須藤委員：電柱1本につき1年で440円などと設定されているが、東電で一般の土地に電柱を借りている場合の補償もある。それとの差は。東電では3年に1回支払いがある。それを1年で割ると大体これくらいの値段なのかなとは思いますが、その辺りを伺う。
- 建設課長：道路占用料の額は道路法施行令の別表において定められている。全国市町村の区域を第1級地から第5級地までの五つの所在地区分に区分し、その区分ごとに平均的な地価水準等を反映して専用物件の種類ごとに占用料の額が定められている。下野市は第3級地に区分されており、道路法施行令の別表の第3級地の額に準拠し条例に占用料の額を定めている。
- 須藤委員：国の法令に従って占用料を徴収しているということですね。私の土地に東電が立てている電柱が60本くらいある。「1月にこれだけの額を支払います」と、この前話があり、「ああ、そうですか」と簡単に聞いているのだが、そういえば、市と東電との差額というのはあるのかな、と思ったので、伺ったのだが、何かそのようなことを知っているのであればお聞かせ願いたい。
- 建設課長：道路占用料は地価水準等を反映させた形で定めているのだが、民有地の場合の占用料については、把握していない。
- 須藤委員：国の法令によって定められていることについては了解した。東電のことも、一般の会社が借りる場合など、そういった条件を調べておくのもいいのではないかと思ったのでお伺いした。ありがとうございました。
- 若林副委員長：個人が道路等に埋設する場合の手続きや料金について伺う。
- 建設課長：建設課に道路占用の申請をしていただき、それに基づいて占用期間や占用料を定めていく形になる。
- 若林副委員長：占用料の免除というのはないのか。
- 建設課長：免除については、公的機関が布設するもの、水道管や下水道管など、そういったものは免除になる。ガス管については、本管などは占用料がかかるが、個人の家へ引いていく部分については免除になる。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

— 暫時休憩 —

## 質疑・意見

- 中村委員：オートキャンプ場の値段、使用料を変えるということで、事前にいただいた資料の使用料基準額の算出である程度納得はしたが、三王山のドッグランとオートキャンプ場だけ計算されたのか。蔓巻公園の方も値上げになるが、そちらも計算されたのか伺う。
- 都市計画課長：先だつての常任委員会資料で申し上げると、資料の1-3が三王山について計算させていただいたもので、資料1-4が蔓巻公園について試算させていただいたものである。
- 中村委員：蔓巻公園の基本単位の原価が5,068円で、三王山のキャンプ場よりも高いことになっているが、今回倍額になるということで、三王山は新しいので納得も得られやすいと思うが、蔓巻公園は心配な部分があるがそこはどうか伺う。
- 都市計画課長：2つの施設は古い新しい、環境も違うと思うが、今回の単価を一つの基準とし、平成28年4月の管理費をベースに試算させていただいたものである。数字的にはこういった数字の差が出てくるが、例えば三王山と蔓巻公園では類似施設ではあるが周辺の環境が違っている。周辺の環境もさることながら同じオートキャンプ場であっても、利用面積が異なっている。例えば、三王山の標準的な一般的サイトは、車を止めるスペース、テントを張るスペースあわせて115平方メートルある。蔓巻公園では、185平方メートルで蔓巻公園の方が広い。利用者にどちらがいいのか選択してもらいたいと思う。試算表に基づく、現行1,000円に対して4,600円とか蔓巻においては5,000円とかあるが、現行に比較すると単純に比較にはならないため一つの基準、目安と捉えさせていただき、類似施設ということで同じような金額に統一させていただいた。
- 中村委員：とりあえずやってみてということもあると思うので、また考えていただきたいと思う。同じ資料1-3のドッグランは、基準単位の原価が462円となっているが、現行のまま200円でいくという方針であったが、その辺りはどうか。今が好調だから好調を続けて行きたいということであるのか。
- 都市計画課長：ドッグランについては、現状圧倒的に日帰りで犬を連れての利用が多くみられる。キャンプ場については宿泊の方が多く、利用の仕方・形態から、身軽に誰でも使える、ペットを連れてドッグランで一緒に楽しむということからして、稼働率等も考えて、キャンプ場の方は倍額にしたが、こちらは現行で幅広い市民の方に楽しんでいただくということも踏まえて据え置きということで整理させていただいた。
- 中村委員：了解した。
- 岩永委員：下野市都市公園条例の一部改正について、夜明け前について説明が

あるが、別表第4の公園の使用料等について、売店・飲食店の使用料、月額売上高の3%以上10%以下において市長が定める額ということであるが、3%から10%という算定基準はどこから出たのか。

●商工観光課長：栃木県内の他市町の状況を調べたところ、売上高に一定の割合を乗じるケースと定額で定めるケースがあった。今回の率の設定については、一般的に飲食店の使用料は7~10%が適正比率であると言われており、県内の状況においても10%が上限になっている状況である。古民家カフェについては、今後の変動に対応することができるように多少幅を持たせた。小山市も3~10という率を取っている。日光市においては5%の定率ということであるが、今後の運営状況も勘案し今回は幅を持たせて提案した。

○岩永委員：おおむね了解した。ただ、この場合、花見シーズンとオフシーズンとの兼ね合いがあつて心配しているが、計算については、月平均ではなく年平均で算出されるのかどうか。

●商工観光課長：今回のカフェについては、周知させる仕組みの一つとして通年利用していただける公園とするためオープンするというので、来場者が少ない時期は定額では負担の割合が多くなるのが想定され、運営事業者の意欲を高めるためにも売上高に一定の割合を乗じるということが適正であると考えたわけである。売上高に関連して使用料が変わるということであるので、花見の時期4月5月は、5%であるがいっぱい使用料を払っていただく、冬場の人が少ない時期は5%であるが、使用料が少ないという考えでいるところである。

○中村委員：同じく夜明け前のことについてである。以前資料をいただいたが、テンピクニックテーブル、パースズナというのか、イメージ図があつたと思う。今年度中に工事を終了して来年度にはオープンとなると思うが、進捗状況や最大何人くらい入れる施設なのかとか、持ち込みも可と書いてあつたと思うが、— 大体の客単価というか、持ち込んだらタダになってしまうのかとか。その辺の詳細を伺う。

●商工観光課長：夜明け前本体はあまり改修をせずに、そこでイベントをやったりして、現在の展示室を改修して厨房施設や売店にするが、そこで買ったものを中に持ち込んでいただいて飲み食いしていただくことを考えている。展示室に何名ということではなく、中に入っていて、入れない方は南側の広場のほうにベンチなどを用意して、どこで食べていただいてもいいよという考えである。デリカテッセン形式と言って、西洋のお総菜屋さんのイメージであり、そこで皆さんが自由に買って飲み食いしていただくということである。持ち込みは当然オーケーで、ごはんやパンだけ持ってきて、おかずやスープを買って食べていただいても結構だし、当然そこでランチを買っていた

だいても結構であるということで考えている。客単価についてはきちんとしたものは無いが、運営事業者を決めるに当たっては、プロポーザルで2社から下野クリエイティブというところを選定しており、その運営計画によると、客単価は1,000円程度を想定して売り上げ計画を立てている状況である。施設に入れる人数であるが、20~30人は入れると思う。

- 中村委員：デリカテッセン式というと、一この前に死亡者が出たお総菜屋さんがあったと思うが、お皿に盛って自由にお客さんが通るということで、衛生管理が行き届かなかったということで大変なことになってしまったと思う。デリカテッセン式というその点が少し心配であるが、その点について伺う。
  - 商工観光課長：料理をお客さんにお見せして、当然取り分けるのは中の社員がやることにして、お客さんが勝手に取ることは考えていない。あの事件では確か、同じトングであちこち取ったということであったので、そのようなことが無いよう気を付けていきたい。
  - 中村委員：それでは、ウインドウに入っていて、デパ地下のような感じで考えればよろしいのか。
  - 商工観光課長：冷蔵のショーケースの中に商品を陳列して、注文を受けながら盛り付けるというような状況を考えている。
- 岡本委員：別表第4表の中に、使用料について「売上高の3%以上10%以下において市長が定める額」と記載がある。先ほど課長から説明があったように、年間を通じれば暇な時と忙しい時があるということだが、施設そのものは市が用意して、受託事業者が運営するわけなので、料金はこのように幅を持たせなず、貸店舗の賃借料については、ほとんどの店が7%~10%くらい払っているということであるから、幅を持たせて「市長が定める額」というような曖昧な表現はせず、売上高の何%とはっきりと決めて賃貸契約を結ばないと。赤字になるのか黒字になるのかはわからないが、先ほど客単価が1,000円ということで、町なかであれば相当の売上高が予想されるが、非常にわかりにくい場所であり本当に人が入るのか心配している。事業主の手腕によっては集客もできるし、全くダメになってしまうこともあると思う。私は月額、売上の何%ということで決め提示をするべきだと思うが、いかがか。
- 商工観光課長：委員の言われることはごもっともと思うところもあるが、町なかや駅前で行っている店とは立地が違っており、あくまでも天平の丘公園については周遊者があまりいないため、それも解消しようということで、まずは運営事業者を決めるに当たって、来てくれることが前提であったため、最初から高いハードルにするのは厳しいと考えた。日光市でもそういった例があるが、最初の契約は5%くらいにしたいと考えている。郊外にあっても、先日の渋谷先生の話のように、郊外型の喫茶店などが流行っているという状況を考

えると、もしかすると伸びてくるかもしれない。その場合には、幅を持たせたいということがあるので、最初はこのように設定させていただいて、様子を見ながらと考えている。

○若林副委員長：各施設によってはパーセントが毎年違ってくるのか。平均で5%とのことだが、A施設は7%、B施設は3%、ということなのか。

●商工観光課長：今回のものは都市計画法第5条の許可ということで、比較的新しい制度かなと思っている。ほかの所については、指定管理など運営の委託についても包括的にお願いしているという状況であるが、これは直営にしている売店部分だけを許可するというので、これについて同じ考えを持っているものは、今回のグリムの森の中のお菓子の家。これについてもこの5%と同じような考え方でいきたいと考えている。

○若林副委員長：使用の決定は何かを重点的に定めておかないと、今言ったようにグリムは5%、こちらも5%ということになればいいのだが、異なるパーセントでは経営者が疑問を抱くのではないかと思うのだが、そういう問題はないのか。

●商工観光課長：その辺については、プロポーザルとか、そういう決め方をする中で、売り上げ計画を出して、やはり5%とか10%で計算した中を出してきている所もあるので、経営者それぞれの考えもあるのかなと思う。5%が妥当であるかどうかというのは、運営してみないとわからないところもあるので、お願いしたいと考えている。

○若林副委員長：心配なのは、たとえば10%を超えた場合、どうなるのか。3%から10%で市長が定めるということだが、10%を超える場合もありますよね。経営者の企業努力によってそういうこともあり得ると思うのだが、その場合でも10%なのか。

●産業振興部長：上限は10%としている。一般的な飲食業で経営を成り立たせるためには家賃を10%以下にしないと赤字になる可能性が高いと言われている。売り上げが多くなったから使用料を10%から15%に上げると、経営意欲が薄れてくる可能性もあるので、上限としては10%ということで、行政のほうも今回運営事業者のほうに最終的に10%を目指す経営をしていただきたいという形で話をしていくような考えでいる。

○若林副委員長：分かったような、分からないような感じだが、やはり一定の率を当初から定めておいたほうがいいのではないかという感じを受けた。

#### — 暫時休憩 —

○秋山委員長：議案第69号については本日、これで審査を打ち切り、予備日に再度審査する。

議案第73号 下野市市民農園における指定管理者の指定について

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第74号 下野市農村レストランにおける指定管理者の指定について

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第75号 三王山ふれあい公園施設における指定管理者の指定について

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

## 5. その他

建設水道部長よりスマートインターチェンジの進捗状況の説明あり。

スマートIC建設準備室長よりインターチェンジ説明会についての説明あり。

建設水道部長より三王山ふれあい公園のグランドオープン式典日程について説明あり。

○中村委員：今定例会の報告第12号、専決処分の報告について。下野市在住の女性がJR小金井駅東西自由通路で舗装損傷部につまづき、右大腿骨頸部骨折したとの報告を受けたが、市としては昨年度設計で今年度修繕の場所だったと思うのだが、そんなに大きな事故になる前に、これは計画がちょっと遅れていたというふうに聞いているのだが、もう少し何とかできなかったのかなと思うのだが、どういう経緯なのか教えていただきたいと思う。

- 建設課長：事故発生日が昨年12月24日、場所が市道9037号線ということで、JR小金井駅東西自由通路、市道認定がかかっている。その中で下野市在住の女性がけがをしてしまったのだが、通路の損傷部の内容であるが、横15センチメートル、奥行きが5センチメートル、深さ3センチメートルのものであった。そこにつまづいて転倒して骨折してしまったということである。入院し、退院後も通院をして治療をしたので、それに基づく補償を行ったものである。通路の本格的な改修については、30年度、31年度の2年間の継続事業で行う予定であるが、そこまでは待てないので、その部分については補修をしている。
- 中村委員：1回遅れたと思う。昨年度設計はしており、30年度、31年度の修繕予定であるが、そこまで時間がかかる理由は何か。JRとの関係か。
- 建設水道部長：この件については、平成26年度かと思うが、一度この東西自由通路の橋の下のモルタルのかけらが軌道上に落下したということで、電車の通行上問題があるということで自由通路の下側に剥がれ落ちて大丈夫なように網を掛けた、という状況である。それに基づき、道路法に基づく点検を行っている。いろいろな橋、跨道橋など、今回の部分についてもそういった形でやっており、そのような中で、これについては早急に直そうという話はあったのだが、委員指摘のとおりJRとの協議調整があり、特に工事に際しては電車を止めることができないので、その辺の調整や設計等があるので、そのような中で遅れたという状況である。具体的に言うと調査するときにもある程度の仮設を組まないといけない。ならば、調査と実施設計を合わせてやったほうがいいのではないかとということから遅れるということの説明したと思う。
- 中村委員：JRが相手なので電車を止めるわけにもいかないなど、いろいろ事情はあると思うが、少なくともここは危ないと分かるような何か工夫があってもよかったと思うので、これから、すぐには取りかかれないものでも工夫によって事故を防ぐことができたらいいのかなと思う。
- 建設水道部長：今回、通報システムということで、来年早々に運用させたいと思っている。お客様からそういうことで指摘があれば、瞬時に判断して修繕等をしていきたいと考えている。
- 中村委員：提案させていただきたいのだが、観光モニターツアーについて、かんぴょうまつりやグリムの館のイルミネーションなど、イベントに人を連れてくるのが今まで多かったと思うが、市民農園も観光ツアーに組み込んでどうかと思った。イベントは一過性なので、下野市に住んでいる人たちの生き生きとした姿を、下野市に移住したいと思う人はある程度利便性も追いつく田舎も楽しみたいという方が多いと思うので、そういうツアーに市民農園を選んでいただき、夏場などでこんなに野菜が取れたよと、農園利用者と話やバーベキューなどもすればいいのかなと思ったので、これから考える余地があるようであれば考えていただければと思った。

○秋山委員長：要望事項ということで。

商工観光課長より「エール・え～る Xmas2017in しもつけ」及びJR小金井駅の着地型観光ツアー、マンホールカードの説明あり。

○岩永委員：今月の広報に農地利用適正化推進委員の募集の説明会の開催について掲載されていた。推進委員の選考については、大体決まったのか。

●農業委員会事務局長：今回、地域を対象に募集の説明会をやるということであるが、実際には議会の同意も必要なものであり、募集はまだ先になる。周知をするということで、12月から3月にかけて広く、若い人や女性も応募していただけるような、推薦していただけるような周知活動をしていきたいと思っている。

延 会

— 第2号 —

## 平成29年経済建設常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 平成29年12月8日(金) 午後1時30分～午後2時9分

○場所 議会特別会議室

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)						
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名	
委員長	○	秋山幸男	副委員長	○	若林稔	
委員	○	中村節子	委員	○	須藤勇	
〃	○	岩永博美	〃	○	岡本鉄男	
			出席	6人	欠席	0人

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
産業振興部長	高德吉男	建設水道部長	石島正光
農政課長	瀧澤卓倫	農業委員会事務局長	近藤和行
商工観光課長	濱野岳仁	建設課長	谷田貝一彦
都市計画課長	栃本邦憲	区画整理課長	黒川信夫



水道課長	保 沢 明	下水道課長	若 林 宏 正
スマートIC建設準備室長	伊 澤 巳佐雄		

事務局			
職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	星 野 登	議 事 課 長	五 月 女 治

- 議員傍聴者 村尾光子議員 磯辺香代委員
- 一般傍聴者 なし

## 1. 再 開

## 2. あいさつ 秋山委員長

## 3. 事件

### (1) 付託事件審査について

議案第69号 下野市都市公園条例の一部改正について【所管関係部分】

### 質疑・意見

- 岡本委員：前回の説明では20名前後入れるという話をされたが、現場を見るとほとんど待合室という感じでここで飲食するというのは、図面を見せてもらったが5名程度の小さい椅子が並んでいるが、カウンターと裏の厨房、調理類を受け渡す所がかなり狭いので、この中で飲食するというのは極めてごく少数でスペースがない。設計ができて工事中なのでなんとも言えないが厨房や調理パン工房が広く、その割には飲食するスペースがないというのが現状である。これについては、屋根があるわけではないので、外で食べられる日ばかりではない。夜明け前を利用して飲食できるという話も聞いたが、難しいものがあるのではないか。どうせつくるならもう少し広いスペースが取れなかったのかと、心配しているところであるが、その辺の話は出たのか。
- 商工観光課長：当初から展示室の方をデリカテッセン形式のテイクアウト、持ち帰りを前提でつくっており、ここにはある程度の10人以下のイートインスペースがあるが、実際には夜明け前本体で食べてもらうことを前提としていたので、こちらには取っていないということである。後ろの厨房の方を広く取りすぎているのではないかということであるが、厨房については、菓子・惣菜と分けてつくらなくては保健所の許可がおりないため、このような設計になっている。

- 岡本委員：そういうことになれば夜明け前のほうも若干手を加えて、利用者がテイクアウトしたものを飲食できるようなスペースを考えていかななくてはならないと思うが、夜明け前は手を加えずに現況のまま使うという考えか。
- 商工観光課長：当然今、夜明け前本体のほうもやっており、中に展示とかあったものをよけて事務室をつくったり、トイレをつくったりそのような対応をしている。中で自主事業が行えるようなことは考えて改築している。
- 岡本委員：夜明け前については、昔の農家の藁屋根の家を移築して、後世に残すということで、藁屋根はそのまま銅引きをして上に銅板をかぶせて残したわけである。これの中身を大改修してイベントに使うということになると、昔の名残で農家の間取りのまま移築した意味がなくなる。何故移築したのかというと、昔の構造物、農家の間取りをそのまま移築し再生して残すという大きな目的でやったにもかかわらず、今回これをつくるために中を大改修して、そうした農家の囲炉裏、畳、床の間をそのまま残して移築したための民家にもかわからず、改修し現代風にしてしまうということには、私は異論を唱えるわけであるが、今までの古民家の様相がまるっきり変わるほど大改修するということか。
- 商工観光課長：中を大改修し現代風にするわけではない。間取りは生かしながら、入ってすぐの場所が土間だったりいろいろ乱雑に置いてあり、中が薄暗いので足元を平らにし、お子さん連れの方用におしめを取り換える所を見えないような所につくり、トイレ等もつくり利便性を高めるということである。間取りを変更するというわけではない。
- 岡本委員：再々言うようであるが、古民家を残すためにわざわざ家の持ち主に話、そのままそっくり一部もくるわず再現したわけである。土間が土間であってそこに囲炉裏があって田の字型という昔のつくりで、奥は当然暗くなっている。そのようなつくりをそのまま後世に残すという趣旨の基で移築したものである。大改修していただきたくない。なんのための古民家だということで、昔の古い家屋を移したのか意味がなくなるので、改修については最低限の改修で現況を残すようにやっていただきたいと思う。
- 商工観光課長：ご意見を参考にしながら行いたいと思う。ただ発注はしているので、できるだけ手を加えないような形でやっていければいいと思っているので、もう一度詰めていきたいと思う。
- 中村委員：企画提案書の中の6ページであるが、人員配置が厨房2名、接客販売及び調理補助2名となっているが、ページによって人数が違っていたりよく分からないことがあるのでお聞きしたいが、人員配置の下の所に書いてあるランチ時等混雑時は3名体制で対応というのは、接客販売及び調理補助2名というところを3名のパートにするのかと、10ページに従業員数、運営管

理者（調理1名、パート2名）と書いてあるが、運営管理者調理は1名であるが、先ほどのところには厨房に2名と書いてあった。その人数がどうなっているのか教えてほしい。

- 商工観光課長：企画提案書なので、人数が確定していないということをご理解いただきたいと思う。土日や4月、5月、秋口によっては人数を変えたいと言っていたので、そのことで変動があるのか、精査しきれていないのか、私もそこまで気付かず申し訳ないと思う。10ページの売り上げ計画で、1名で販売2名と書いてあるが売り上げ計画の中を見ていくと2.5人分ぐらいの人件費で取っている。2年目3年目でだんだん利益が上がっていった時には、外にお弁当の仕出し販売をするなどし、人数を増やしていきたいと聞いているので、一概に今のところあっているというわけではないことをご理解いただきたい。
- 中村委員：大体理解した。9ページの管理体制とスケジュールが疑問だったが、しもつけクリエイティブのサテライトオフィスとして事務局を設置というのを右の図を見ると、夜明け前の中に事務局ができるように書いてあって、その下に観光案内シティープロモーション業務を執り行うと書いてあるが、見取り図を見ると、どこにサテライトオフィスの場所があるのかよく分からなかった。また、観光案内シティープロモーション業務は大変な業務であると思うが、どこで行うのか分からなかったので伺う。
- 商工観光課長：プロポーザルの審査時にやはりその辺が疑問となり質問したところ、しもつけクリエイティブの人間が必ず一人就くということで、夜明け前の中に小部屋をつくって事務所のような所を置くので、そこで兼務して対応していけるものと考えている。
- 中村委員：観光案内やシティープロモーションというのは、大々的に看板というか、お客さんにいろいろ答えたり、具体的な話はあったのか。
- 商工観光課長：資料の最後に自主事業があるが、こういうことを通してシティープロモーションの一環として、下野市を盛り上げていこう、手伝っていこうということであるので、その辺を企画立案するということだと思う。これにあわせてパンフレット等つくっていききたいと考えている。
- 岩永委員：県内各市各町の公園の条例の使用料については、一覧表により分かった。今回の売り上げの中で3%以上10%以下となっているが、疑問に思ったのは最初3%ぐらいからスタートして、いつ料金を上げるのかと思ったが、調整事項もあったと思うが、立ち上がりの設定では何%ぐらいからスタートするのかわかっていたら願います。
- 商工観光課長：使用料を最初5%としたい理由については、運営事業者から出されている運営企画書の19～21ページに売り上げ計画書がついているが、それによると、ある程度の利益を得るのは5%が妥当という提案書が出されて

いる。また、2年目3年目になると売り上げは多少上がっているとなっているが、自主事業等の開催費用や長期の借り入れや税金分の計上がなされていないこともあり、初年度は運業者の提案通り5%とし、次年度以降は経営状況を見ながら判断していきたいと考えたものである。ただし、事業者には使用料を10%支払えるような経営を目指してもらいたいというのは必須と考えているので、状況を見ながら毎年更新する年度協定等を結んで、毎年使用料についてはその部分で結んでいくので、5%から始まったとすれば10%に上がっていくということを期待している。

- 岩永委員：5%でスタートしてその後毎年見直すということで了解した。今日の食事帰りに場所を見に行ってみた。岡本議員も言っていたが、場所が分からないと思うので看板を出すなど周知徹底の方法を検討しないと、花見の客は来ても夜明け前のコーナーまで行きつけるか、全員が全員は分からないと思うので、その辺をお願いする。
- 商工観光課長：おっしゃるとおりで、今、展示室と夜明け前の改修の方でスケジュール的に精一杯だったところもあるので、この後外構等も考えて行かなくてはならない。本体から言えば導線も平らになっていない部分もあるので、そこを直したりするとともに、中の看板とか周知方法も考えていきたいと思う。周知については、しもつけクリエイティブの人たちはSNSの活用は非常に得意なので、そのような周知をどんどんやっていきたいということであり、どのくらいの効果があるか分からないが、とても期待している。
- 岩永委員：駐車場の件は、夜明け前の北の駐車場を使うということだと思うのだが、花まつりのシーズンは1か月くらい有料になる。その時期に喫茶店に来た場合、駐車料金の取り扱いはどのようになるのか。
- 商工観光課長：担当としてもそこは非常に心配している点であり、花見期間の駐車場と考えれば有料となるが、実のところ、ことしの花まつりでもこの場所は一番混雑した1日しか開けなかった。ここを開けると料金の収受が出るので、人を張り付けなければならなくなる。来年の花まつりの期間には、できれば広場の一つとして仕切って花まつりの関連事業として変わり種自転車やカンプ君のフワフワを常設して、駐車場として使用しない形で行きたいと思っている。当然ながら、夜明け前のお客さんがそれだけ買いに来るということでも、ほかの駐車場に停めてお金がかかってしまうが、いたしかたないかな、というふう考えている。
- 秋山委員長：その方策について何か対応を考えているのか。カフェを利用して領収書を見せれば無料ですと。花見に来た方には当然、駐車料金をその北側と同じような料金体制にして、カフェのみ利用した方にはそのようにするなどしないと岩永委員から出た部分が。あれだけのスペースをシャットアウトするというのももったいないと思う。

- 産業振興部長：委員長のおっしゃるとおり、夜明け前の古民家カフェを利用した場合、そういった割引制度—無料にするのか、半額にするのか、その辺は今後考えていきたいと思う。駐車場整理については、委託ということで地元の協力会にお願いしている。去年、混んで開けた時に、車の出入りに導線がとれずに、人員も少なかったので、夜明け前の北側駐車場の誘導が思うようにいかなかった、というケースがあるので、その辺を考慮して観光協会でもそこをイベント広場にしておいて有効に使ったほうが皆さんに来ていただけるのではないかと、また、そこでイベントをすることによって南側の夜明け前の周知にもなるのかなということ、まだ決まってはいるが、閉めてイベント広場にしようということである。通常はほとんど、その北側の駐車場で足りているので、今はそのように検討しているところである。
- 中村委員：見取り図を見ると、店内がそれほど広くないので、言われた惣菜を持ってお客さん一人当たり3分以内の提供を目指すとある。そうすると、かなり行列することも見込まれる。危険がないように行列ができるようなことも見越して外構なども考えているのかどうか伺う。
- 商工観光課長：下に段差などもある状況で、また、雨が降った場合にテイクアウトということでは夜明け前のほうに持ってくる場合にも何か考えなければということ、そういったこともトータルして考えながら対応していきたいと思っている。
- 中村委員：今回、最初からこういうふうに企画提案書や他市の使用料設定状況などを配付いただけなかったのだが、やはり議案書を見ただけではどのような形態で、どれくらいの人を雇って、どれくらいの上高を目指しているのか、ということが全く見えず、ただ3から10、それでいいですか、というふうになっていた、ちょっと情報が私たちに不足していたように思うが、そのことについてはどうでしょうか。
- 産業振興部長：事業に対する説明が今回少し足りなかったというふうに感じている。今後、市の主要事業、目玉事業については、予算審議の際も同様であるが、進捗状況も含め事業内容を今後は説明させていただきたいと思う。
- 岡本委員：第1期から第2期、第3期までの収益の予測が出ているが、当初の説明では、建物の使用に関して、地代、0.05%を計算した計算書となっているが、これは一般には、通常7%から10%程度が妥当な家賃ではないかという話が出た。しかしながら、ここでは3%から10%という、幅を持った提案がなされたが、よしんば、今回決める場合に、これを3%から10%という曖昧にしないで、たとえば7%でやってくれとか、6%でやってくれとか、そうなった場合にそれが可能なかどうか。あくまでもこれは3%から10%にこだわるのか。私としては、通常一般的には7%からだとされている中では、それくらいもらってもいいのではないかとと思うのだが、最初ということもあつ

て、1%安くして6%程度の家賃をもらってもいいのではないかと思うのだが、それは可能なのか。それとも市としてはあらかじめ予測をして何パーセントということを決めているのか。

●産業振興部長：事業所からは5%という提案だが、今後運営事業者と協議を行う。その中で6%という話をうちのほうからさせていただく場合に、運営業者のほうも最初それでがんばってみるよ、ということであれば、6%の設定も可能と考えている。あとは、初年度ということもあるので、1年間、4月から始まって冬場の1月ごろまでの経営状況等を見させていただき、6%のままで継続できるのか、ちょっと厳しいということであれば、次年度は5%ということで下げることもあるかと思う。6%から始まる場合でも、上を目指していただくが、経営の状況によっては下げる場合もあるということをご理解いただければと思う。

○岡本委員：決して高く取れ、というわけではなくて、やはりある程度、何%というのはあくまでも決めておかないと、受けるほうも経営状況によっては3%にしてくれるのかなど。これは先ほど岩永委員からも質問が出たが、毎年一度は見直しを行って、的確な使用料をいただくんだということであるならば、初年度はたとえば6%にしても、次の年度はそれ以上安くないよというのではなく、状況を見て、業者に努力していただいて、上をめざしてがんばっていただくと。そういう意味では大変な額になるのかどうなのか、この予測では何とも言えないが、そういう方向でぜひ取り組んでいただきたい。あまり、こちら側は施設をつくって、使用だけをやるだけなので、施設を改修、建設するわけなので、相当、私も元は取れないと思いますよ。要は、市の天平の丘公園のにぎわい、そして観光事業に大いに注力するんだということについては、これは安いほうがいいということは分かるが、一定程度の目標というものを目指し、高く掲げて取り組んでいただきたいと思う。

●産業振興部長：委員おっしゃるとおり、事業者に対しては高い目標を持っていただいて、最終的には10%を目指していただくような経営をお願いしたいと思う。クリエイティブさんのほうも、その辺はいろいろな経験もあるし、情報発信力もあるので、市としては期待している事業者ということで頑張ってくださいというのが本音である。

○岩永委員：せっかくだから施設なので、ぜひ長期に利用してもらえるようにがんばってもらいたいと思う。今回は公園条例の設定で、今後つくるときに参考になると思うのだが、今、大松山運動公園を整備しているが、大きな公園になれば、おそらく公園の中に売店などもつくらなくてはならないと思う。なのでぜひこれを参考にして、よい施設にしていきたいと思う。

○須藤委員：今、いろいろな意見が出たが、私たちも各委員といろいろ話し合いをしていたわけであるが、「3%以上10%以下において市長が定める額」とい

う文言、私は、これはこれで大丈夫だと、いいと。そういった中において、初年度6%もしくは7%に話し合いを業者側として、次年度以降はまた再度上げるか下げるか話し合いをして決めていくというようなことで、その文言を変えずに備考の所に何か書き入れるか、それとも違う方法でその意思をつなげていくというか、何らかの方法は考えているのか。

- 産業振興部長：まず、許可を与えるときに使用料の件についても協定書の中で、そういった文言を入れさせていただきたいと思っている。使用料の改定に当たっては毎年度実施するという文言も入れるし、うちとしては10%を目指す経営努力をしていただきたいとか、そういったものを含めて協定書などをつくっていかねばと考えている。

○須藤委員：ぜひそういう方向でやっていただければいいかなと思っている。

○秋山委員長：採決の前に委員長として一言申し上げる。今回、この69号についての1日目の審査について、十分な審査ができなかったということは、やはり資料不足。いろいろな事業を実施するときに施工図ができた段階で、今回オープンする三王山ふれあい公園や大松山運動公園については施工図ができた段階で議会に提示がなされている。今回、古民家カフェについては、議会で議決したもののその経過が全く知らされていない。施工図ができて事業が着手した場合にはもう直せない。施工図ができて確定しない前に、おおよそこういう形ですよ、と示していただければ、ここをこうしたほうがいいのか、いろいろな意見も出るし、審査の際にも分かりやすいと思う。そういう点、議案を提案する際に分かりやすい資料を添付するようにお願いしたいと思う。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

要望すべき事項

なし

4. その他

閉 会